


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部改正に伴い、東大和市立やまとあけぼの学園条例で引用している条文にずれが生じるため、同条例の一部を以下のとおり改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条第2号・・・「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に、同号アの「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第8項」に、同号イの「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に改める。 ・同条第3号・・・「第5条第16項」を「第5条第18項」に、同号アの「第5条第17項」を「第5条第19項」に、同号イの「第5条第20項」を「第5条第22項」に、同号ウの「第5条第21項」を「第5条第23項」に改める。 <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成29年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。